

議案第 14 号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

都市建設部開発建築課

1 改正の趣旨

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律その他法令の改正により、建築物の審査対象の拡大及び審査に係る評価方法が新設され、評価方法に応じた手数料を新設する等の必要があることから、関係する手数料等の規定を整備するもの。

2 改正内容

①建築基準法関連

- ・木造戸建て住宅の建築確認手続等の見直しが行われたことを受けて、審査を要する項目が増加することによる手数料の増額
- ・建築物の確認申請（完了検査）において住宅の省エネ性能を審査した場合の手数料を新設
- ・建築基準法が改正され、新たな業務が生じることによる手数料を新設

②建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）関連

- ・原則全ての新築で省エネ基準適合が義務化されたことを受けて、新たに審査対象となるものに係る手数料の料金区分を追加
- ・建築物省エネ法が改正され、建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する規定が削除されたことに伴い、当該認定に関する手数料の項目の削除
- ・建築物省エネ法が改正され、条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する規定についての所要の整理

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

担当

都市建設部開発建築課住宅政策係

電話 048-423-3854